

# 知的障がい者の抱える諸問題と明日へ繋がる政策を考える会

## 1. 設立趣旨

日本では知的障がい者として約 74 万が認定されているが、潜在的には約 280 万人が知的障がい者に該当するといわれている。

現在の障がい者福祉政策により救済されている障がい者と、政策対象からはみ出されていて放置されている数多くの障がい者。親亡き後の将来の不安におびえる大多数の障がい者の家族たち。そうした現状からパラダイムシフトして、知的障がい者の有する特性を踏まえ、合理的・継続性のある政策転換を考える会を設立し、政策に反映することを目的として本会を設立する。

## 2. 知的障がい者に関する法的・現実的な諸問題（概要）

- (1) 知的障がい者の定義、ひいては障がい者認定の明確な基準が無い。
- (2) 国が認定した 74 万人の知的障がい者のうち、すでに生活の安全が確保されている状態の人数は施設入所者の 11 万人、それ以外に残る 62 万人は家族＝親が支えている。
- (3) 親の死亡後、または親が被介護者になった場合、生活の面倒を見る者がいないのが現状である。

高齢者介護は子供が親の介護を行うが、在宅障がい者は高齢の親が子供の介護を行うこととなり、親無き後の障がい者問題は喫緊の課題である。

- (4) 現在、国民も障がい者問題に関する知識が広範に普及しつつあり、発達障害などの様々な障害を考えると全国民の 2 割を超えるというデータさえ常識になりつつある。少子高齢化の傾向と、将来の人口問題を克服することが直近の課題である状況下において、障がい児に対する万全のセーフティネットを構築ことが、出産阻害要因の大きな要因を除去することにもなる。
- (5) 国家が提供すべきサービスとしては、少なくとも厚労省・内閣府の把握する 74 万人が、親亡き後の独り身になっても、安全に暮らせるような施設サービスを提供することに尽きる。教育や、生きがいつくりであるとか、二義的サービスは、民間のサービス業者の活用を含めての検討が必要である。

そして、282 万人から 74 万人を差し引いた 208 万人は国家が生活費として支給する障がい者年金の対象にすることまではせずとも、何らかの便宜、税金課税、年金徴収、公共サービス、医療保険などにおいて、特典を図るべきであろう。制度の柔軟性と自由競争原理を含めた活用の検討、またサービスの現物支給制度から現金支給制度への転換も図るべきだろう。